様式第33号の2の6（第２面）

注　意

１　氏名を変更したときは、標題中「住所」及び「電話番号」の文字を抹消すること。この場合には、２欄及び３欄には記載しないこと。

２　住所を変更したときは、標題中「氏名」及び「電話番号」の文字を抹消すること。この場合には、１欄及び３欄には記載しないこと。

３　電話番号を変更したときは、標題中「氏名」及び「住所」の文字を抹消すること。この場合には、１欄及び２欄には記載しないこと。

４　この届書には、電話番号を変更する場合を除き、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）を添えること。

５　※印欄には、記載しないこと。